受付印	
収入印紙　800円	
予納郵便切手　円	
予納収入印紙　1400円	

成年後見人（保佐人・補助人）の辞任許可の申立書

（この欄に収入印紙８００円を貼り付けてください。）

（貼った印紙に押印しないでください。）

準口頭		基本事件番号　平成・令和　年（家　）第　号

徳島家庭裁判所　御中 □阿南支部　□美馬支部 □池田出張所　□牟岐出張所 令和　年　月　日	申立人の記名押印	印

添付書類	□成年被後見人等の財産目録　□成年被後見人等の財産を証する資料（通帳写し等） □ 【変更がある場合】□申立人及び成年被後見人等の戸籍謄本，住民票写し

申立人	住所	〒　－ 電話　（　） 携帯　（　）	
	フリガナ 氏名		
□□□成年被後見人 被保佐人 被補助人	本籍		
	住所	〒　－	
	フリガナ 氏名		大正 昭和　年　月　日生 平成

（注）太枠の中だけ記入してください。

申 立 て の 趣 旨

※

申立人が　□　成年被後見人の成年後見人
　　□　被保佐人の保佐人　　を辞任することを許可する。
　　□　被補助人の補助人

申 立 て の 理 由

1．申立人は成年被後見人等の成年後見人等に選任され，これまでその職務を行ってきました。

2．このたび次の理由により，成年後見人等の職を辞任したいと考えています。

※　□　遠隔地のため　　□高齢のため　　□　健康を害したため

□　その他（以下に具体的事情を記載してください。）

(注) 太枠の中だけ記入してください。

※の部分については，当てはまる□にレ印を入れ，「その他」を選んだ場合は具体的事情を記載してください。

成年後見人等辞任

徳島家庭裁判所
徳島家庭裁判所阿南支部
徳島家庭裁判所美馬支部
徳島家庭裁判所池田出張所
徳島家庭裁判所牟岐出張所

１　はじめに

成年後見人，保佐人，補助人（以下「成年後見人等」と言います。）に選任された後，病気などのやむを得ない理由で成年後見人等を辞任したい場合，家庭裁判所の許可が必要となります。

ただし，辞任しても成年被後見人等の病状が回復するか，成年被後見人等がお亡くなりになるまでは後見（保佐・補助）の手続は終了しないので，別途，成年後見人等を選任する必要があります。

新たに成年後見人等が選任された後は，その者に成年被後見人等の財産を引き継ぐことになります。

２　申立てに当たって必要なもの

□申立書
□収入印紙８００円分
□収入印紙１４００円分
□郵便切手５００円３枚，１００円２枚，８４円８枚，５０円２枚，１０円１０枚，
２円５枚，１円１８枚

（成年後見人等選任と同時に申立てをされる場合は，家庭裁判所にお問い合わせください。）

（添付書類）

□申立人及び成年被後見人等の戸籍謄本，住民票の写し（※記載内容に変更がない場合は不要）
□成年被後見人等の財産目録
□成年被後見人等の財産を証明する資料
（例）不動産全部事項証明書（※既に提出してあり，記載内容に変更がない場合は不要）
固定資産評価証明書（※既に提出してあり，記載内容に変更がない場合は不要）
通帳の写し
保険証券の写し（※既に提出してあり，記載内容に変更がない場合は不要）
有価証券の残高証明書の写し

※ 上記書類以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。